

高山市保育職のたまご支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内保育施設等で保育等実習（以下「実習等」という。）を行った学生に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育士、幼稚園教諭等を目指す学生が市内保育施設等における業務を体験する機会をつくとともに、保育施設等と学生との関係性を深め、保育等現場における人材の確保と育成を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設等」とは、次の各号に掲げる市内に所在する施設とする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第266号）第1条に規定する幼稚園
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる職種を目指す18歳以上の学生であること。

- (1) 保育士
- (2) 幼稚園教諭
- (3) その他市長が必要と認める職種等

(補助金の額)

第4条 この要綱による実習等の実施に対する補助金の額は、1実習期間あたり一律10,000円とする。

(申請及び決定)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、実習期間終了後、当該年度内に高山市保育職のたまご支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）または申請に必要な情報を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、高山市保育職のたまご支援事業補助金交付決定・不承認通知書（別記様式第2号）により、申請を行った者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付決定を受けた者は、高山市保育職のたまご支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。